

## SEIBU スマイルリンク会員特約

### 第1条 目的

1. 本特約は、西武鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が SEIBU スマイルリンク会員に提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）について定めることを目的とします。
2. 本特約に記載する以外の事項に関しては、原則として、西武プリンスクラブ会員規約（これに付随する特約等を含みます。以下同じ。）に従うものとします。

### 第2条 SEIBU スマイルリンク登録

1. SEIBU PRINCE CLUB 会員は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトよりマイページにログインし、PASMO 番号欄に 17 桁の PASMO 番号を登録することで SEIBU スマイルリンク会員となります。
2. SEIBU PRINCE CLUB カード 1 枚に対し PASMO 1 枚が登録（以下、SEIBU スマイルリンク登録手続き時に登録された PASMO を「登録 PASMO」といいます。）できます。

### 第3条 PASMO に関する情報の収集・利用

1. SEIBU スマイルリンク会員は、登録 PASMO を使用した情報のうち、当社および当社グループ PASMO 加盟事業者にかかわる情報および再発行等による 登録 PASMO 交換情報を、本サービスの提供のために、株式会社パスモが当社に提供することに同意します。
2. SEIBU スマイルリンク会員は、当社が、前項で取得した情報を、本サービスの提供のため、SEIBU スマイルリンク会員の個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう。）と紐づけて利用することに同意します。
3. SEIBU スマイルリンク会員は、SEIBU スマイルリンク会員が登録 PASMO を利用して改札機を通過する際に当社が取得した情報（PASMO 番号、乗降駅、乗降日時・時間等）を、本サービスの提供のために利用することに予め同意します。

### 第4条 SEIBU スマイルリンク加盟店におけるポイント進呈

1. 当社および SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO を利用した SEIBU スマイルリンク会員に対し、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。
2. SEIBU スマイルリンク加盟店は、当社が定めた「スマイルリンク加盟店標識」を掲出します。
3. SEIBU スマイルリンク加盟店は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトに掲載していません。なお、加盟店は、変更されることがあります。

4. SEIBU スマイルリンク会員が SEIBU スマイルリンク加盟店において登録 PASMO 電子マネーシステムを活用し、商品の購入・サービスの利用を行った場合、原則として、購入日から1週間以内にご利用金額に応じたポイントを進呈します。
5. 当社または SEIBU スマイルリンク加盟店は、前項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを進呈することがあります。

#### 第5条 西武線への乗車等によるポイント進呈

1. 当社は、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトの「乗車ポイントキャンペーンページ」よりエントリーをしたうえで当社線（池袋線、新宿線、西武秩父線、西武有楽町線、豊島線、狭山線、山口線、拝島線、西武園線、国分寺線、多摩湖線および多摩川線をいいます。）に登録 PASMO を利用して乗車した SEIBU スマイルリンク会員に対し、別に定める進呈基準に従い、西武プリンスクラブポイントプログラムのシステムを通じてポイントを進呈します。
2. 前項によるポイントの進呈基準は、ご利用ガイド、ホームページ等によりお知らせします。
3. 当社は、第1項に定める場合のほか、キャンペーンなどで一定の条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを進呈することがあります。
4. 当社は、ポイントの進呈基準を予告なく改定することがあります。この場合、SEIBU スマイルリンク会員は、改定後のポイントの進呈基準の内容を了承することとします。

#### 第6条 ポイント進呈内容に関する異議申し立て

ポイントの進呈内容について異議がある場合、SEIBU スマイルリンク会員は商品の購入日、サービスの利用日または鉄道の乗車日から3ヶ月以内に、当社指定の方法により当社に申し出なければなりません。

#### 第7条 免責事項

1. PASMO に関するシステム・機器類の故障・点検、改札機等の障害や輸送障害等により、やむを得ず登録 PASMO が利用できないことによって、当該利用に対するポイント進呈ができない場合であっても、当社は、その責任を負いません。
2. 前項のほか、当社の責に帰すことができない事由から発生した SEIBU スマイルリンク会員の損害については、当社は一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
3. 株式会社パスモは、第1項の場合のほか、本サービスに関して、一切の責任を負いません。

#### 第8条 PASMO カード再発行について

1. SEIBU スマイルリンク会員は、登録 PASMO（無記名 PASMO のみ）を再発行した場合には、必ず、SEIBU PRINCE CLUB Web サイトで、再度登録するものとします。なお、記名 PASMO を再発行した場合には、再度の登録は必要ありません。
2. SEIBU スマイルリンク会員が前項の手続きを怠ったとき、当社は、ポイントを進呈できない場合があります。この場合、当社は、一切の責任を負いません。
3. SEIBU スマイルリンク会員が登録 PASMO の再発行やカード交換を受けた場合、再発行・カード交換手続きのために当該登録 PASMO が使用できない期間および再発行・カード交換当日のポイントを進呈できないこと、ならびに PASMO に関するシステム・機器類の故障・点検等によりポイントの進呈ができない場合があることについて、当社は一切の責任を負いません。
4. 前2項のほか、登録 PASMO の再発行に関して、当社は、一切の責任を負いません。
5. 前3項について、当社の故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。
6. 株式会社パスモは、第2項および第3項の場合のほか、本サービスにおける PASMO カード再発行に関して、一切の責任を負いません。

#### 第9条 本特約の変更等

当社は、本特約の変更、改訂または廃止（以下「変更等」といいます。）を行うことができます。なお、本特約の変更等を行う場合は、SEIBU スマイルリンク会員に変更事項および変更の効力発生日を SEIBU PRINCE CLUB Web サイト上での掲載その他相当な方法により事前にお知らせし、効力発生日以降は、変更等後の本特約が最新のものとして適用されます。

以上

2022年9月30日改定